

東松山市審議会等の会議の公開に関する要綱

平成16年3月29日

決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、東松山市情報公開条例（平成15年東松山市条例第28号。以下「条例」という。）第24条の規定に基づく審議会等の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(条例第22条第1項第3号に規定するこれに類するもの)

第2条 条例第22条第1項第3号に規定するこれに類するもの（以下「懇談会等」という。）とは、市民、有識者等の意見を聴取し、又は、市民、有識者等との意見交換を行い、市政の参考にすることを目的として、規則、規程又は要綱により設置されるものをいう。

(公開又は非公開の決定)

第3条 地方自治法第138条の4第3項に規定する執行機関の附属機関（以下「附属機関」という。）の会議の公開又は非公開の決定は、附属機関の長（以下「長」という。）が当該審議会に諮って行うものとする。ただし、法令、条例その他の規程に会議を非公開とする旨の規定があるときは、この限りでない。

2 長は、会議の一部又は全部を公開しない旨の決定をしたときは、その理由を明らかにしなければならない。

3 懇談会等の会議公開又は非公開の決定は、懇談会等を所管する執行機関（その補助機関である職員を含む。以下同じ。）が、当該会議の参加者の意見を聞いて、行うものとする。

4 執行機関は、懇談会等の会議の一部又は全部を公開しない旨の決定をしたときは、その理由を明らかにしなければならない。

(審議会等の概要の公表)

第4条 審議会等が設置されたときは、次に掲げる事項を記載した審議会等の概要書（様式第1号）を公表するものとする。ただし、懇談会等にあつては、

第3号から第6号までに規定する事項の公表を要しない。

- (1) 審議会等の名称
- (2) 設置根拠法令等
- (3) 所掌事務
- (4) 委員名
- (5) 委員の選出区分及び任期
- (6) 委員の役職

(会議開催の事前公表)

第5条 審議会等は、会議を開催するに当たっては、当該会議の開催の日前7日までに、次に掲げる事項を記載した会議開催のお知らせ(様式第2号)を公表するものとする。ただし、緊急に審議会等の会議が開催されるときは、開催の決定後、速やかに行うものとする。

- (1) 会議名
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 公開・非公開の別
- (6) 非公開の理由(会議を非公開とする場合に限り。)
- (7) 傍聴定員(会議を公開する場合に限り。)
- (8) 傍聴手続(会議を公開する場合に限り。)
- (9) 問合せ先

(会議の傍聴等)

第6条 審議会等の会議の公開は、会場に傍聴席を設け、希望する者に傍聴を認めることにより行うものとする。

- 2 前項の場合において、審議会等は、傍聴定員を定めることができる。
- 3 傍聴を希望する者が定員を超えるときは、先着順とするものとする。ただし、審議会等が必要と認めるときは、抽選その他の方法とすることができる。
- 4 審議会等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われ

るよう、傍聴に係る遵守事項等を定め、会議開催中における会場の秩序維持に努めるものとする。

- 5 審議会等の会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）は、係員の指示に従うとともに、審議会等が定める事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

（会議資料の提供）

第7条 審議会等の会議を公開するに当たっては、当該会議に付する会議次第及び会議資料（条例第7条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分を除く。）を傍聴者に配布するよう努めなければならない。

（会議録の作成等）

第8条 審議会等は、会議終了後、速やかに次に掲げる事項を記載した会議録（様式第3号）を作成するものとする。この場合において、附属機関にあっては長が、懇談会等にあっては執行機関が指名した2人以上の者の確認を得るものとする。

- (1) 会議名
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 公開・非公開の別
- (6) 非公開の理由（会議を非公開にした場合に限る。）
- (7) 傍聴者数（会議を公開した場合に限る。）
- (8) 出席委員（者）氏名
- (9) 欠席委員（者）氏名
- (10) 会議内容のてん末又は概要
- (11) その他審議会等が必要と認めた事項

- 2 審議会等は、前項の規定により作成した会議録及び会議資料を公表するものとする。ただし、会議録又は会議資料の内容が条例第7条各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

3 審議会等は、全部を非公開とする会議を開催した場合は、非公開の会議結果報告書（様式第4号）を作成し、公表するものとする。

（公表の方法）

第9条 第4条、第5条及び前条に規定する公表は、市民情報コーナーでの掲示、審議会等の担当課の窓口での閲覧、本市ホームページへの掲載等とする。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行し、同日以後に開催が決定された審議会等の会議から適用する。

附 則（平成19年3月30日決裁）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月18日決裁）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年12月28日決裁）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月19日決裁）

この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（令和3年1月12日決裁）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。